

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度札幌市動物愛護管理センター収容動物往診診療業務
発注課	保) 保健所動物愛護管理センター
選定事業者	一般社団法人札幌市小動物獣医師会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>獣医師法においては、獣医師でなければ飼育動物の診療を業務としてはならないことが定められている。</p> <p>本業務は、多様な来歴を持つ病歴不明の犬猫の診療手術を行うものであり、獣医師資格のみならず、小動物臨床に関する高い知見と技術が不可欠な業務である。</p> <p>急患など突発的な診療が発生する開業医による安定的な往診診療を行わせるには、個々の動物病院に対し委託契約を結ぶことは合理的でなく、また、札幌市内において下記の条件を満たす事業者は、札幌市小動物獣医師会の他にない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 札幌市内で当該業務を行い得る団体で、委託契約事務を行う組織体制を持った団体であること。2 往診の実施にあたり、代替獣医師を確保するなど安定的な業務遂行が可能であること。 <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）に基づき、特定随意契約とすることが適切と判断する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和7年3月5日